

神石協働支援センター 協働のまちづくり事業 実施要領

1. 目的

この実施要領は、神石協働支援センター（以下「センター」という。）において、神石高原町人と自然が輝くまちづくり条例にもとづき、地区内の団体等が自ら行うまちづくり、人づくりに資する事業に対して助成金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2. 助成対象者

助成金の交付の対象者については、次のものとする。

- ① 地区内の公共的団体（自治振興会を含む）
- ② 地区内で活動を行う任意団体、組織
- ③ その他幹事会が必要と認める団体

3. 助成対象事業

- ① 地域コミュニティ育成事業
 - 地域ビジョン、ガイドマップ作成
 - 伝統・文化継承活動
 - 地域イベント
 - 地域づくり等の研修会・学習会 など
- ② 地域資源活用事業
 - 公園の整備
 - 文化財、史跡等の保存、活用に係る整備
 - 空き家の再生 など
- ③ 防犯景観対策事業
 - 地域ぐるみでおこなう街路灯
 - 環境に配慮したライトアップ
 - 防犯灯の設置、取替 など
- ④ その他特に必要と認められる事業

対象とならない事業

- 1 専ら営利を目的とする事業
- 2 宗教的又は政治的宣伝意図を有する事業
- 3 公序良俗に反する事業
- 4 他に直接、補助金、助成金等を受け、又は受けようとしている事業
- 5 行政財産に係る事業
- 6 国又は地方公共団体との共催又は委託を受けて行う事業

4. 助成金対象経費

- 1 事業実施に係る経費とする。
ただし、次に掲げるものは不可とする。
 - 食糧費
 - 事業主体の人件費，費用弁償，報酬等(ただし、継続事業は除く)

5. 助成対象事業費及び助成金の額

- 1 助成金額は次のとおりとする。
 - ① 各自治振興会，各種団体が事業主体となる場合
対象事業費の8割以内（千円未満切捨て）
 - ② 防犯灯設置，取替については，1基あたりの助成金対象経費の上限を別表1のとおりとする。
- 2 助成対象期間は，1事業あたり1年以内とする。
但し，特に必要と認められる場合は継続も可とする。
- 3 1件あたりの助成限度額は100万円とする。

6. 助成金交付申請

- 1 助成を希望する団体は，助成金交付申請書に次の書類を添付し，センター長へ提出するものとする。
 - ① 事業計画及び収支予算等関係書類
 - ② 2者以上の見積書（請負，物品購入等の場合）
 - ③ 団体の規約又は定款，及び団体の構成員名簿
 - ④ 各種許可書（施設使用許可，占用許可，使用貸借契約など）
 - ⑤ その他説明書類
設計図，カタログ，現況写真，所有者の同意など
- 2 助成金申請書提出期限は以下のとおりとする。
 - ① 各年度4月30日をもって申請の受付を終了する。
 - ② 審査後、事業予算に達しない場合は二次募集する。

7. 審査及び助成金の交付

- 1 申請のあった事業は，6月開催の幹事会から幹事が審査する。
- 2 助成金の決定にかかる審査の基準は次に掲げるものを基本とする。
 - ① 地域の特性を活かしたもの
 - ② 地域の活性化に資するもの
 - ③ 地域のイメージアップに貢献するもの
 - ④ 事業効果が見込めるもの
 - ⑤ 人材の育成が図れるもの
 - ⑥ 地域や町全体への波及効果が期待できるもの
 - ⑦ 社会的相当性があるもの

- 3 助成金の交付決定は、幹事会の審査結果について、支所長の確認後、申請団体に通知する。また、「公平性」・「透明性」を高めるため、審査結果については公表できるものとする。
- 4 助成金交付決定後において、事業内容や予算等を変更するときは、事前に助成金交付変更申請書に必要書類を添えて、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更（10%以内の減額）については、この限りではない。
- 5 交付決定額の40%以内で助成金の前払いを可能とし、請求する場合は、幹事会に提出するものとする。
 - ① 助成金請求書（千円未満切り捨て）
 - ② 前払いが必要であること分かる資料

8. 助成金の返還

- 1 次のいずれかに該当するときは交付決定を取り消し、助成金を返還するものとする。
 - ① 偽りその他不正な手段で助成金の交付を受けた場合
 - ② 助成金をその交付の目的以外に使用した場合
 - ③ 対象となる団体の要件がなくなった場合
 - ④ 助成金の対象となった事業を実施しなかった場合
 - ⑤ 助成事業の対象となった事業で助成が必要でなくなった場合

9. 事業完了・事業実績報告

- 1 事業は、当該年度の3月末までに完了するものとする。
- 2 助成金の交付を受けた団体は、助成金実績報告書に次の書類を添付し報告するものとする。
 - ① 事業実績及び収支決算等関係書類
 - ② 納品書（物品購入の場合）、請求書又は領収書の写し（請求書の場合は、支払後領収書を提出）
 - ③ 事業を実施したことの確認ができる写真、図面などの資料
- 3 助成金の交付を受けた団体は、関係書類を整備し5年間備え付けるものとし、事業実施以降、要請があれば事例発表等を行うものとする。

10. 個人情報の取り扱い

- 1 申請者は、申請書および添付した資料に記載されている事項が、助成金の支給対象者の選考等、必要な範囲で、幹事会委員、神石高原町が取得・利用すること、また、支給が決定した場合は、氏名、所属、名称、テーマ等の情報が行政関係機関へ提供される他、マスコミ等一般に公開されることについて同意のうえ、応募するものとする。

11. その他

- 1 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、幹事会が別に定める。

別表1

防犯灯設置の補助基準（防犯灯1基にかかる事業費のうち補助対象経費の上限額）

	① 防犯灯	② LED 防犯灯
取替	21,000 円	26,000 円
共架	25,000 円	30,000 円
建柱	58,000 円	63,000 円

防犯灯設置事業に対する補助金額は事業費の8割以内。ただし、防犯灯1基にかかる設置事業費が表1の上限額を超える場合については〔(上限額) × (補助率) = (補助金額)]とする。

※LED防犯灯設置の場合は(別表1)②LED防犯灯の上限額、通常の防犯灯の場合はこれまでどおり(別表1)①防犯灯の上限額を適用する。

附 則

この告示は、平成30年11月16日から施行する。

この告示は、令和3年4月30日から施行する。

この告示は、令和5年7月14日から施行する。